

「全学公認団体としてふさわしくない活動実態」とその連絡について

【ご質問】（投稿日：2018年1月30日）

「カルト団体について」に対するご回答によりますと、「どの団体に関わらず全学公認団体としてふさわしくない活動実態を把握された場合、まずは厚生課課外活動掛までご連絡願います」とのことですが（残念ながら私は専門の記者でも命知らずの潜入捜査官でもないので活動実態を正確に把握することは困難です。書籍・新聞等の二次情報であればたくさんあるのですが）、「全学公認団体『全学学生自治会同学会』及び各学部自治会について」における「全学公認団体『全学学生自治会同学会』について、全学公認団体としてふさわしくない活動実態（虚偽の書類報告）があるのではないか」という旨の疑義及び適切な措置の要請に対しては、「1つのご意見として」お聞きになっただけでした。

そこで、質問いたします。

全学公認団体の「どのような」ふさわしくない活動実態についての、「どれぐらいの」確度の把握とその連絡があれば、「1つのご意見として」お聞きになる以上の「どのような」対応をされるのでしょうか。

ご回答、よろしくお願いいたします。

【回答】（回答日：2018年2月9日）

（教育推進・学生支援部厚生課課外活動掛）

「どのようなふさわしくない活動実態」であるか、また「どれぐらいの確度」であるかについては、ご連絡いただいた内容によるかと思えます。また、大学としての対応の仕方については、事案により異なるとしか申し上げることができません。

なお、今後とも個別の事案についてはご回答しかねますので、ご承知おきください。